

平成 2 8 年

第 6 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成28年第6回定例教育委員会日程

日 時 平成28年6月28日（火） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
長谷川 浩子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則
の制定について (総務課)

議案第2号 我孫子市小中一貫教育推進委員会委員の委嘱について
(小中一貫教育推進室)

議案第3号 我孫子市地域交流教室開放実施要綱の制定について
(生涯学習課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則の 制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市小中一貫教育推進委員会委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 5
議案第 3 号	我孫子市地域交流教室開放実施要綱の制定について	・ ・ ・ ・ 8

議案第 1 号

我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 6 月 2 8 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

嘱託職員の夏季休暇の付与日数を 3 日から 4 日に改めるため、提案するものです。

我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会嘱託職員規則（平成6年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第4（第9条関係）		別表第4（第9条関係）	
1 特別休暇（有給）		1 特別休暇（有給）	
原因	休暇日数	原因	休暇日数
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通しや断又は隔離の項から6月以上の任用期間の職員（1週間当たりの勤務日数が3日以上の方に限る。）が当該職員の子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）の義務教育が終了するまで（身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は、満18歳に達する	略	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通しや断又は隔離の項から6月以上の任用期間の職員（1週間当たりの勤務日数が3日以上の方に限る。）が当該職員の子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）の義務教育が終了するまで（身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は、満18歳に達する	略

日以後の最初の3月31日まで)の期間において、当該子に関し、次のいずれかに該当するため申し出た場合の項まで 略	
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間内における 4日 の範囲内の期間
6月以上の任用期間の職員(1週間当たりの勤務日数が3日以上の方に限る。)で次に掲げる者(第2号及び第3号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)が負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」	略

日以後の最初の3月31日まで)の期間において、当該子に関し、次のいずれかに該当するため申し出た場合の項まで 略	
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間内における 3日 の範囲内の期間
6月以上の任用期間の職員(1週間当たりの勤務日数が3日以上の方に限る。)で次に掲げる者(第2号及び第3号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)が負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」	略

という。)の介護その他通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

(1)から(3)まで
略

備考 忌引については、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。

2の表 略

という。)の介護その他通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

(1)から(3)まで
略

備考 忌引については、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。

2の表 略

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市小中一貫教育推進委員会委員の委嘱について

我孫子市小中一貫教育推進委員会委員を次のとおり委嘱する。

平成 28 年 6 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市小中一貫教育推進委員会委員の木村得道委員が 6 月 4 日付けで委員を辞退したことに伴い、我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、後任の委員を委嘱するため、提案するものです。

我孫子市小中一貫教育推進委員会委員候補者

委 嘱 期 間 平成 2 8 年 6 月 5 日 から平成 2 8 年 9 月 3 0 日 まで
(前任者の残任期間)

委 嘱 年 月 日 平成 2 8 年 6 月 5 日

委 嘱 人 数 1 人

NO	選出区分	氏名	所属
1	第 3 号 委員 (市内小中学校の保護者)	佐藤 麻理子	湖北台東小学校 P T A

我孫子市小中一貫教育推進委員会委員

NO	選出区分	氏名	所属	備考
1	第1号 委員 (学識経験者)	内海崎 貴子	川村学園女子大学教授	
2		伴 火穂	我孫子東高校教諭	
3	第2号 委員 (市内幼稚園・保育園の 関係者)	深山 君江	湖北保育園主任	
4	第3号 委員 (市内小中学校の保護者)	海老原 直樹	布佐中学校PTA会長	
5		佐藤 麻理子	湖北台東小学校PTA	新任
6	第4号 委員 (我孫子市小中学校 校長会に属する者)	石井 美文	布佐中学校校長	
7		川村 眞一	根戸小学校校長	
8	第5号 委員 (我孫子市小中学校 教頭会に属する者)	角田 茂勝	高野山小学校教頭	
9	第6号 委員 (我孫子市小中学校 教務主任会に属する者)	蒲野 毅	湖北小学校教務主任	
10	第7号 委員 (子ども支援課に属する 職員)	長谷川 敬一	子ども支援課長	

※任期は平成28年9月30日まで

議案第 3 号

我孫子市地域交流教室開放実施要綱の制定について

我孫子市地域交流教室開放実施要綱を次のとおり制定する。

平成 28 年 6 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

地域交流教室の有料化に伴い、地域交流教室の開放に関して必要な事項を定めるため、提案するものです。

我孫子市地域交流教室開放実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の学習活動、文化芸術活動及び地域活動等を支援し、もって市民文化の向上及び市民活動等の活発化を図るため、我孫子市立の小学校及び中学校の普通教室を地域交流教室として市民団体等に開放することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放校及び開放日等)

第2条 地域交流教室の開放を実施する学校（以下「開放校」という。）、地域交流教室及び開放時間は、別表のとおりとする。

2 地域交流教室の開放日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までを除く日とする。

(管理責任)

第3条 地域交流教室の管理は、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

2 開放校の校長は、地域交流教室の開放に関し、管理上の責任を負わないものとする。

(使用者の範囲)

第4条 地域交流教室を使用できる者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に住所、通勤先又は通学先を有する者で構成される市民団体（代表者が20歳以上の者である団体に限る。）

(2) その他教育委員会が必要と認める者

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための使用その他政治活動を目的とした使用

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教活動を目的とした使用

(3) 営利を目的とする使用

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域交流教室の管理上支障があるとき。

(禁止行為)

第6条 使用者は、法令で禁止されているもののほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 使用する権利を他に譲渡又は転貸すること。

(2) 入場料、観覧料又は講師料等の金銭の給付を受けること。

(3) 飲酒、喫煙又は火気を使用する行為

(4) 地域交流教室その他附属の設備又は備品に損害を与える、又は与えるおそれのある行為

(5) 騒音を出すなど他人、学校又は近隣に迷惑を及ぼす行為

(6) 他人に危害を及ぼす、又は迷惑となる物品又は動物の類を持ち込む行為

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、地域交流教室の使用にあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 各学校所定の手続を行うこと。

(2) 地域交流教室使用日誌に必要事項を記入すること。

(3) 定員を超えての使用はしないこと。

(4) 使用を終了したときは、清掃を行い、使用した設備又は備品を原状に復旧し、消灯、火の元及び戸締まりの確認をすること。

(5) 使用の許可を受けた日時以外に、私物を置いたままにしないこと。

(6) 車での来場はしないこと。

(使用者の責任)

第8条 使用者は、故意又は過失により、地域交流教室その他附属の設備又は備品に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用の申請)

第9条 使用者は、年間を通して使用（以下「年間使用」という。）する場合には、教育委員会の定める期間に地域交流教室使用申請書（様式第1号）

を提出しなければならない。一時的な使用（以下「短期使用」という。）の場合にあっては、使用日の3か月前から7日前までに開放校の校長に地域交流教室使用申請書（様式第1号）を提出し、校長の同意を得た後、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、使用者に前項の申請書のほかに必要な書類を提出させることができる。

3 使用者は、別表に掲げる開放時間区分ごとに申請書を提出しなければならない。

（使用の許可）

第10条 教育委員会は、前条の申請書が提出され、使用を許可したときは、地域交流教室使用許可書（様式第2号）を使用者に交付するとともに、地域交流教室使用票（学校控え）（様式第3号）を開放校に交付するものとする。

（使用日時の変更等）

第11条 教育委員会は、前条の規定により許可した後であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、使用日時を変更させ、又は使用を中止させることができる。

（1） 学校教育に支障があると認めるとき。

（2） 年間使用の許可を受けた使用者にあっては、学校、教育委員会、市又は他の団体から短期使用申請が提出されたとき。

（3） その他教育委員会が必要があると認めるとき。

2 教育委員会は、使用日時を変更させ、又は使用を中止させるときは、あらかじめ使用者に連絡しなければならない。

（使用の取消し等）

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

（1） 虚偽の申請をしたとき。

（2） 第6条又は第7条の規定に違反したとき。

（使用の取りやめ）

第13条 使用者は、使用の許可を受けた地域交流教室の使用を取りやめよう

とするときは、すみやかに教育委員会に連絡しなければならない。

(使用状況報告書の提出)

第14条 年間使用の許可を受けた使用者は、4月から9月までの使用状況については10月10日までに、10月から翌年3月までの使用状況については4月10日までに、地域交流教室上半期・下半期月別使用状況報告書(年間使用)(様式第4号)により、教育委員会に報告しなければならない。

2 短期使用の許可を受けた申請者は、地域交流教室使用状況報告書(短期使用)(様式第5号)を使用日から7日以内に教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の納入)

第15条 使用者は、我孫子市使用料条例(昭和51年条例第5号)の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、前条の規定により提出された報告書に基づいて教育委員会が作成した納入通知書により、教育委員会が指定する日までに納入しなければならない。

(使用料の免除)

第16条 我孫子市使用料条例に規定する使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 教育委員会又は市が主催又は共催する事業に使用する場合
- (2) 児童、生徒が参加し、ともに学習活動を行う場合
- (3) その他教育委員会が必要があると認める場合

(補則)

第17条 地域交流教室に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において行う。

2 この要綱に定めるもののほか、地域交流教室の管理に関し必要な事項は、生涯学習課が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第2条、第9条関係）

開 放 校 名	地域交流教室	所 在 地	開放時間区分
我孫子市立我孫子第一小学校	1 教室	我孫子市寿1丁目22番10号	午前9時～午後1時 午後1時～午後5時 午後5時～午後9時
我孫子市立湖北台西小学校	1 教室	我孫子市湖北台8丁目17番1号	
我孫子市立布佐小学校	1 教室	我孫子市布佐1, 217番地	
我孫子市立湖北台東小学校	2 教室	我孫子市湖北台4丁目3番1号	
我孫子市立高野山小学校	1 教室	我孫子市高野山198番地	(月曜日～土曜日) 午後6時～午後9時 (日曜日) 午前9時～午後1時 午後1時～午後5時 午後6時～午後9時

様式第1号（第9条関係）

学校施設開放使用申請書（地域交流教室用）

受付番号 _____

予定表番号 _____

*様式1・2・3を生涯学習課へ提出してください。

学 校 名	1. 我孫子第一小学校 2. 高野山小学校 3. 湖北台西小学校 4. 湖北台東小学校(第1) 5. 湖北台東小学校(第2) 6. 布佐小学校		
期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
時 間	1. 午前 (9時~13時) 2. 午後 (13時~17時) 3. 夜間 (17時~21時) *高野山小学校のみ 夜間 18時~21時		
団 体 名	人 数	人	
使 用 内 容			
申 請 者	氏 名 住 所 電 話 ()	郵便番号	F A X ()
鍵 の 貸 与	1. あり 2. 希望する	鍵の番号 ()	

学校記入欄

上記の申請については、学校管理上の支障がないので同意します。

年 月 日 我孫子市立 小学校
校 長 ⑩

教育委員会処理欄

申請のとおり、許可したい。

公印使用承認	課 長	主 査 長	担 当

受 付 年 月 日
許 可 日 年 月 日
送 付 年 月 日
鍵貸与 年 月 日
鍵返却 年 月 日

備考

担当

〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地
TEL 04-7185-1602 (直通)

我孫子市教育委員会 生涯学習課
F A X 04-7185-1760

様式第2号（第10条関係）

学校施設開放使用許可書

受付番号

予定表番号

*様式1・2・3を生涯学習課へ提出してください。

学 校 名	1. 我孫子第一小学校 2. 高野山小学校 3. 湖北台西小学校 4. 湖北台東小学校(第1) 5. 湖北台東小学校(第2) 6. 布佐小学校		
期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
時 間	1. 午前 (9時~13時) 2. 午後 (13時~17時) 3. 夜間 (17時~21時) *高野山小学校のみ 夜間 18時~21時		
団 体 名	人 数	人	
使 用 内 容			
申 氏 名	郵便番号		
請 住 所			
者 電 話	()	F A X	()
鍵 の 貸 与	1. あり 2. 希望する	鍵の番号 ()	

上記のとおり許可します。

年 月 日

我孫子市教育委員会 ㊞

地域交流教室の使用にあたっての注意事項

地域交流教室は、学校施設を一般開放するもので、公民館や市民会館などの施設とは使用方法が大きく異なります。使用にあたっては、次の点について注意してください。

<使用上の制限>

- ①政治活動、宗教活動、営利目的の使用はできません。
- ②年間使用が許可されていても、他の団体から1~2日の使用申請があった時は、使用を譲っていただきます。
- ③学校または教育委員会で緊急の行事を行うときは、使用を譲っていただきます。
- ④児童の安全の確保と駐車スペースがないためお車でのご来場はできません。
- ⑤教室及び学校敷地内での喫煙・飲酒はできません。

*上記の事項についてご協力いただけない場合は、学校や他の団体に迷惑となることから、やむを得ず使用許可を取り消すことがあります。

担当

〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地 我孫子市教育委員会 生涯学習課
TEL 04-7185-1602 (直通) FAX 04-7185-1760

様式第3号（第10条関係）

学校施設開放使用票（学校控え）

受付番号 _____

予定表番号 _____

*様式1・2・3を生涯学習課へ提出してください。

学 校 名	1. 我孫子第一小学校 2. 高野山小学校 3. 湖北台西小学校 4. 湖北台東小学校(第1) 5. 湖北台東小学校(第2) 6. 布佐小学校		
期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
時 間	1. 午前 (9時~13時) 2. 午後 (13時~17時) 3. 夜間 (17時~21時) *高野山小学校のみ 夜間 18時~21時		
団 体 名	人 数	人	
使 用 内 容			
申 請 者	氏 名 住 所 電 話	郵便番号 F A X	() ()
鍵 の 貸 与	1. あり 2. 希望する 鍵の番号 ()		

学校記入欄

上記の申請については、学校管理上の支障がないので同意します。

年 月 日 我孫子市立 小学校
校 長 (印)

教育委員会処理欄

上記のとおり許可しました。 受 付 年 月 日
許可日 年 月 日

学校処理欄

担当

〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地 我孫子市教育委員会 生涯学習課
TEL 04-7185-1602 (直通) FAX 04-7185-1760

様式第4号（第14条関係）

地域交流教室上半期・下半期月別使用状況報告書（年間使用）

我孫子市教育委員会 あて

年 月 日

使用団体名（ ）

使用小学校名（我孫子第一・高野山・湖北台西・湖北台東（第1）・湖北台東（第2）・布佐）

月 別	使用区分	使用回数	使用人数
4月・10月	午前・午後・夜間	回	人
5月・11月	午前・午後・夜間	回	人
6月・12月	午前・午後・夜間	回	人
7月・1月	午前・午後・夜間	回	人
8月・2月	午前・午後・夜間	回	人
9月・3月	午前・午後・夜間	回	人
合 計		回	人

納入通知書送付先

住 所	〒
氏 名	
電 話	

備考 4月から9月までの使用状況については10月10日までに、10月から翌年3月までの使用状況については4月10日までに提出してください。

※ 教育委員会記入欄

納入通知書発行日	年 月 日	納 入 日	年 月 日
伝 票 番 号		台帳記入日	年 月 日

様式第5号(第14条関係)

地域交流教室使用状況報告書(短期使用)

我孫子市教育委員会 あて

年 月 日

使用団体名 ()

使用小学校名 (我孫子第一・高野山・湖北台西・湖北台東(第1)・湖北台東(第2)・布佐)

使用日		使用区分	使用人数
月	日	午前・午後・夜間	人
月	日	午前・午後・夜間	人
月	日	午前・午後・夜間	人
月	日	午前・午後・夜間	人
月	日	午前・午後・夜間	人
月	日	午前・午後・夜間	人
合 計	日		人

納入通知書送付先

住 所	〒
氏 名	
電 話	

備考 使用日から7日以内に提出してください。

※ 教育委員会記入欄

納入通知書発行日	年 月 日	納 入 日	年 月 日
伝 票 番 号		台帳記入日	年 月 日